



| | | |
|-----|---------------------------------|-----------------|
| 事業名 | 重症心身障害児等在宅レスパイトサービス | 予算(案)の概要 63 ページ |
| 予算額 | 4,095千円 (新規) (前年度予算額 0千円) | |
| 取材先 | 福祉部障害者福祉課長 関本 (電話 03-5273-4513) | |

～医療的ケアの必要な障害児等の家族のために
訪問看護師による自宅での見守りサービスを開始しま
す!～

1 目的

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児等に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の休養やリフレッシュを図ります。

2 対象者

以下の各号すべてに該当する方

- (1) 重度の知的障害(愛の手帳1度または2度程度)があり、18歳未満の時にその状態になった方
- (2) 重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級で歩行不能)があり、18歳未満の時にその状態になった方
- (3) 区内在住で、在宅介護の生活を送っている方
- (4) 医療保険による訪問看護により医療的ケアを受けている方

※ 想定人数: 15人

3 事業概要

区と委託契約した訪問看護ステーションの看護師が、対象者の自宅において医療的ケアをともなう見守りを行います。平成28年4月、事業開始予定です。

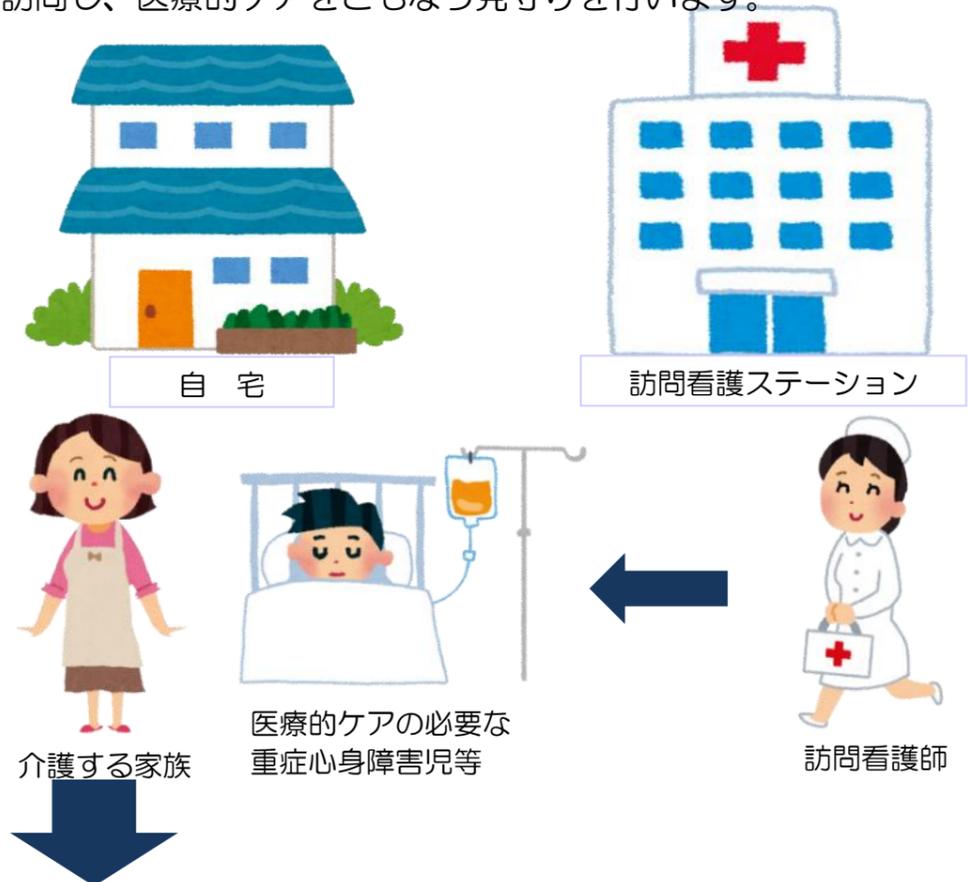
- (1) 訪問回数は月2回を上限
- (2) 1回あたり2時間から4時間までの1時間単位
- (3) 予算額 4,095千円
内訳: 業務委託料 4,050千円 医師指示書作成料 45千円

4 利用者負担

利用者の世帯収入に応じて定めます。
(例) 4時間利用の場合、所得状況により0円～3,000円の自己負担が生じます。

重症心身障害児等在宅レスパイトサービスのイメージ図

医療的ケアの必要な在宅の重症心身障害児等の自宅を訪問看護師が訪問し、医療的ケアをともなう見守りを行います。



家族の休養やリフレッシュが可能になります。



(例) 障害児のきょうだいの授業参観、美容院など